

氏 名 那木加甫

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大甲第 2053 号

学位授与の日付 平成 31年 3 月 22日

学位授与の要件 文化科学研究科 地域文化学専攻  
学位規則第6条第1項該当

学位論文題目 中国新疆オイラドの宗教復興に関する人類学的研究  
—寺とオワー祭祀の復活に関わる転生活仏シャリワン・ゲゲン  
14 世—

論文審査委員 主 査 教授 小長谷 有紀  
教授 韓 敏  
准教授 南 真木人  
主幹 佐々木 史郎 東京国立博物館  
国立アイヌ民族博物館 設立準備室  
准教授 島村 一平 滋賀県立大学  
人間文化学部

## 博士論文の要旨

氏名 那木 加甫

論文題目 中国新疆オイラドの宗教復興に関する人類学的研究  
—寺とオワー祭祀の復活に関わる転生活仏シャリワン・ゲゲン 14 世—

本論文は、中国北西部に位置する新疆ウイグル自治区ホボクサイル・モンゴル自治県において、オイラドという人びとのチベット仏教復興の動態を、転生活仏シャリワン・ゲゲン 14 世の存立及び、寺の復活、オワー（地神などの祭祀の場）祭祀の復活、シャリワン・ゲゲン 14 世の 2014 年急逝（円寂）という 4 つの側面から記述・分析し、民族誌として描いたものである。無神論を是とする共産党が統治する中国の社会主義的体制下において、宗教はいかに扱われてきたのか。それが何を契機に、いかに変わり 1980 年代初頭から始まった宗教復興の潮流に結びついたのか。中国における転生活仏とはいかなる存在で、チベット仏教の復興においてどのような役割を果たしてきたのか。本論文ではこうした課題に答えるため、シャリワン・ゲゲン 14 世の言動、唱道、ポリティクス及び、それらが後押しした寺の復活とオワー祭祀の復活を明らかにし、もって現代中国におけるセキュラリズム（政教分離主義）のあり方を議論する。

序章では、問題の所在として中国の宗教に対する政策の変遷を整理し、それらを論じた先行研究の解釈を検討したうえで、本論の課題を提示した。

第 1 章では、オイラドの起源、オイラド概念の再定義と今日のオイラド名称の多様性を始めとする基本的状況を記述し、オイラドの社会制度の概要と調査地の概要を紹介した。

第 2 章では、転生活仏制度の由来、シャリワン・ゲゲン 14 世の宗教的な権威、世俗的な問題に応答する訓話などから、シャリワン・ゲゲンの存立をめぐるポリティクスを考察した。シャリワン・ゲゲンは転生活仏であると同時に、政府に任命され全国政治協商会委員という地位に就く世俗的官僚でもある。政府により還俗化（妻帯）させられてもなお彼は、オイラドから信奉され、仏教の中心である寺においてその宗教的権威を維持する。彼の存立をめぐるポリティクスとは、災いや病気など対個人のマイナスの場面では高僧としての聖性を発揮し、他方オワー祭祀などの対社会のプラスの場面では、聖性に加えて官僚としての俗性を活用するという使い分けであった。

第 3 章では、ホボクサイルにおいて集団化や文化大革命の時期に、財産の国有化、運営組織の解体、僧の還俗化、建物や仏像・経典の破壊、教育体制の崩壊という大きなダメージを受けた王旗寺が、1970 年代末期からの中国民族政策の緩和によって再建される過程及び、その後の宗教活動の再展開の実態を詳述した。1980 年代以降の王旗寺再建の各段階及び宗教活動の再展開においては、寺の施主である旗末裔が個人（一家）、親族、十戸、佐、旗などの様々な単位で連携しながら寄付や出資をし、また集団的巡礼を行ない、寺を資金的・社会組織的に支えた。人びとが自主的に形成した多様なコミュニティの最大規模はかつての旗に達しており、また旗と旗の間で明確な一線が引かれている。つまり、旧来の旗制度に基づく組織化が、寺の復活のための資金集めや人的資源の動員の面で重要な役割を

果たしていることを明らかにした。

第4章では、ホボクサイルにおいて集団化及び文化大革命の時期に廃止されたオワー祭祀が復活した過程と、再び広がりを見せている実態を描写した。1970、80年代に復活したオワーとその祭祀及び、新設されたオワーは合わせて24ヵ所に達する。この内、盟旗制度によって運営されているのは19のオワー祭祀であり、寄付金や出資者を始めとする資金調達面で自立している。各寺とオワー祭祀を主催する団体は、それぞれ自立した組織を持ち、特定のオワー祭祀に特定の寺の僧を請来するという相互依存の関係を持つ。こうした寺とオワー祭祀を支える構造は、最上位に盟、その下に旗、最下位に佐という三段階の階層体制から構成され、盟のレベルの責任者はシャリワン・ゲゲン14世で、旗のレベルでグゼティが、佐のレベルでザンギとクンドが置かれていることが明らかになった。ただし、盟旗制度による組織は現地政府に公認されておらず、民間組織の性質を持つものであり、各レベルの責任者の掌握範囲も祭祀での担当に限られている。つまり、ホボクサイルのオイラドにおける宗教復興は、転生活仏シャリワン・ゲゲン14世を頂点とする、北方遊牧社会旧来の軍政一体制度の統治機構、盟旗制度を部分的に流用することにより、成員の紐帯と財政的な自立を達成し得たのである。

第5章では、シャリワン・ゲゲン14世の円寂（2014年10月17日）後の地方政府の変化、現地社会で見られた哀悼活動、転生を願う祈禱をめぐる多様な活動を記述した。シャリワン・ゲゲン14世の円寂後、現地の信者や寺と政府との間にゲゲンという「緩衝材」がなくなり、政府の圧力が直接的に信者や寺に加わるようになった。宗教活動に対する現地政府の管理が強化された事実からは、逆説的にシャリワン・ゲゲン14世が健在していたとき、いかに彼が様々な巧みなポリティクスを行なってきたかが明らかになった。

第6章は考察と結論からなる。まず、ホボクサイルのオイラドにおける宗教復興の社会的背景を、地理的優位性、旧来の統治論理からの影響、少数派集団の危機感、功德を積む意識の4つに分けて分析した。第二の考察として、シャリワン・ゲゲン14世が宗教復興に果たした様々な役割を抽出し論じた。それは、転生活仏という側面、世俗的官僚という側面、人的資源を動員する方途、民族分裂主義から一線を画す活動という4側面である。シャリワン・ゲゲン14世自身は、対政府との関係で「緩衝材」的な役割を果たしつつ、あるべき宗教復興運動の規模と性質をしっかりとコントロールすることで、オイラドを統合し、オイラドにおけるチベット仏教の復興に寄与したことが明らかになった。以上の記述と議論から、中国的なセキュラリズム・モデルは、国家と宗教を厳格に分離ないし禁止する原則を採用せず、限られた正式な宗教に対する中立性という現実的側面をも踏み出して、公認の宗教を国家が政治的に利用するというものとして提示できると結論づけた。

Results of the doctoral thesis screening

## 博士論文審査結果

Name in Full  
氏名 那木 加甫

Title  
論文題目 中国新疆オイラドの宗教復興に関する人類学的研究  
一寺とオワー祭祀の復活に関わる転生活仏シャリワン・ゲゲン 14 世—

出願者であるナムジャウ（以下、著者とする）は、みずからの出身地である中華人民共和国（以下、中国とする）新疆ウイグル自治区イリカザフ自治州に属するホボクサイル・モンゴル自治県を対象地域とし、5年にわたって計7ヶ月滞在し、同地域におけるチベット仏教寺院ならびにオワーと呼ばれる土地神祭祀の場の双方について、1980年代以降、改革開放政策下での復興について綿密に聞き取り調査と文献調査を行い、詳細なモノグラフを描くことによって、宗教復興に関するプロセスとメカニズムを明示した。現在、同地域は、実質的に国内外を問わず研究者による調査がきわめて困難であり、その意味で非常に貴重な研究である。

著者は、中国における民族政策の緩和に伴う宗教復興を扱うにあたって、復興過程で重要な役割を果たすことになった転生活仏シャリワン・ゲゲン 14 世に的をしぼり、中国的セキュラリズム（本論文では政教分離主義の意味）を明らかにするという分析方法を採っている。現在のみならず、過去の行政組織との関わりについても考察しているという点で広い時空を扱っている。

具体的には、序章を含めて7つの章から構成されている。

序章では、中国における宗教政策の歴史とそれに関する研究史が検討され、社会主義体制における国家公認の宗教の実態について、これまで具体的な事例研究のない、転生活仏の活動から明らかにするという研究目的が提示されている。

第1章では、本論文の対象となるオイラドと自称する人びとに関する整理に基づき、調査対象地域が位置づけられている。オイラドとは基本的に、チンギス・ハーンの系譜を引かない西部モンゴル系集団とされている。現在のチベット仏教の主流であるゲルク派を17世紀に軍事的に支援したホシュド部、その内紛を嫌ってボルガ河まで移住し、18世紀に現在の新疆に帰還したトルグド部、その帰還をうながすことになった政権の空白状態をもたらしたジュンガル部などから成る。独自のトド文字をもち、仏教思想に基づく政治を理想とした集団であり、とりわけ本論の対象となるホボクサイルは旧ジュンガル国の首都であった地域であり、帰還したトルグドが集住するところである。

こうした歴史的背景を踏まえて、第2章から第4章の3つの章が本論文における分析の中心となる。

第2章では、シャリワン・ゲゲン活仏の宗教的権威の復興が扱われている。そもそもシャリワン・ゲゲンという階位は15世紀に創設され、1810年代、11世の時にホボクサイル地域で積極的な布教が行われ、1856年に11世が円寂すると12世以降は同地域のオイラド貴族の家系から生まれてきた。このように歴史的に、当地の貴族の末裔という政治的権

威と宗教的権威は整合してきたのである。中国建国後は還俗させられたが、文化大革命（1966-1976）終了後、次第に名誉回復される。その名誉回復の実態は、寺院内の御座や供物から判断されるため、活仏復興は寺院復興とほぼ同義にもなる。著者はさらにシャリワン・ゲゲン 14 世の訓話に注目し、公的な場面では飲酒をたしなめるなど世俗的な話題に徹する一方で、厄払いなど私的に招かれた場面では宗教的儀礼を実践することから、場面によって聖俗を使い分けるといった戦略的方法で、監視社会においてその存立を確保していたことを明らかにした。

第 3 章では、人為的につくられた宗教施設である寺院が分析される。同地域にある 5 つの寺のうち、総本山に相当する王旗寺（いわば王家菩提寺）をおもに取り上げ、再建と現在の法要の資金繰りなどが詳細に記述される。その結果、北方遊牧民の軍事的な集団体制の伝統をひく、清朝時代の盟旗制度が援用され、旗およびその下部単位である佐に属していた成員の末裔によって組織的に維持、運営されていることが分かる。一方、シャリワン・ゲゲンの常駐する寺は、別途シャリワン・ゲゲンの弟子とされた人びとの末裔によって支えられており、これもまた盟旗制度の例外的規定として設定された旧体制を利用している点で、同様である。このような旧体制の活用が確認されると同時に、そうして復興された寺院の最高責任者はシャリワン・ゲゲン 14 世である。すなわち、著者は、ボトムアップの再建活動の上に、宗教的権威の象徴としてシャリワン・ゲゲン 14 世が機能するさまを明らかにした。

第 4 章では、より土着的かつ自然的な宗教施設であるオワー（土地神の依代とも言うべき塚）が分析される。同地域にある合計 16 のオワーのすべてを取り上げ、復活ないし新設の経緯と祭祀について詳細に記述される。オワーは寺院と比べると盟旗制度の下部単位である佐ごとに維持され、かつ旗レベル、盟レベルという階層性がある。このうち最高ランクのオワーをシャリワン・ゲゲン 14 世が復活するよう指示した。また、チベット仏教の公式的な最高位であるパンチェン・ラマ 10 世の当地訪問を受けて、新たに 4 つのオワーの再建を指示したが、それらはいずれも平野部にあり、山岳部にある伝統的なオワーの位置とは明瞭に棲み分けられた。このように、シャリワン・ゲゲン 14 世は、オワーについても積極的に関わり、公式的な宗教権威の訪問という間接的な政治的介入にもうまく対応していたことが明らかとなった。

第 5 章では、2014 年に 72 歳で円寂したシャリワン・ゲゲン 14 世の葬儀や人びとの言説が扱われる。人びとによって転生を願う祈禱が各地で行われたにもかかわらず、その願いが果たされる見込みはなく、それどころか、募金活動、僧の移動、18 歳以下のオワー祭祀および寺院巡礼などが禁止されるようになった。円寂後に人びとが政治的な圧力を直接受けている状況を描くことによって、著者は、シャリワン・ゲゲン 14 世が生前、いかに緩衝材として機能していたかを明らかにした。

第 6 章では、上述の第 1 から第 5 章までの小結を統合し、宗教復興プロセスの社会的背景として、調査対象地域の地理的、歴史的、社会的特性をまとめ、宗教復興のメカニズムとしてシャリワン・ゲゲン 14 世の果たした役割をまとめた。さらに、著者はアマルティア・センのセキュラリズム論を援用しながら、中国における公認の宗教に対する国家の政治的な様相を、介入される側のシャリワン・ゲゲン 14 世の諸活動から明らかにし、中国的なセキュラリズム・モデルのひとつとして提示しうる、と結論づけた。

以上のように、著者は、ネイティブ人類学者であることのメリットを活かし、非常に綿密な観察に基づき、丁寧な民族誌的記述によって、独創的な力作をまとめあげた。とりわけ、生身の人間である活仏に象徴的な権威が集中するという、チベット仏教の特徴を反映した分析方法を採用することによって、名目的な政教分離の下であっても、いかに政教が結びつきうるかについて具体的な様相を明らかにすることに成功している。

冒頭でも述べたように現段階ではほぼ調査不能な地域を扱っており、その価値は計り知れない。寺院の復活については調査事例の一部が取り上げられているにとどまるので、今後は、本論文で採用されなかった調査事例も公開されるとよいだろう。ただし、理論的側面については、聖像崇敬のないイスラームとの比較、チベット自治区における状況との比較、英語圏における解釈の咀嚼などを経ることによって、本研究のモデルとしての意義がより明確になると期待される。こうした課題は、今後に残されたものであり、本論文の本質的な意義を損なうものではない。以上の理由により、審査委員会は、本論文が学位の授与に値すると判断した。